解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

高知市若松町二一五番地

社団法人高知県断酒新生会

代表清算人　武内　晴夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日付けで総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

鹿児島県宇宿二丁目九番三号

鹿児島県土地開発公社

清算人　中野　義一

配当公告

名古屋市守山区天子田四丁目七〇一番地の三

破産者　株式会社サンライズ

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第一一三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

優先的破産債権　金一二、八六八、四八二円

一、配当をすることのできる金額

優先的破産債権　金一一、二五一、〇〇七円

平成二十五年十一月二十九日

名古屋市中区丸の内三丁目九番一六号丸の内Ｙビル四階弁護士法人あおば法律事務所

破産管財人　上田　敏喜

配当公告

神戸市西区伊川谷町潤和一一一〇番地

破産者　エスケー食品株式会社

右の者に対する神戸地方裁判所平成二十四年（フ）第四八六号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五、六三五、八一七、七九一円

一、配当することのできる金額

金二八一、六八六、二九七円

平成二十五年十一月二十九日

神戸市中央区多聞通三丁目三番七号　コウベセンタービル九階

破産管財人　田辺　重徳

配当公告

長崎県佐世保市竹辺町四〇八番地

破産者　株式会社アイケン

右の者に対する長崎地方裁判所佐世保支部平成二十四年（フ）第一七七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金二四六、一八〇円

一般債権　金一八二、五一九、七四九円

一、配当することのできる金額

優先債権　金二四六、一八〇円

一般債権　金一〇、三三五、三三〇円

平成二十五年十一月二十九日

長崎県佐世保市高天町六番三号

破産管財人　髙尾　實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道中川郡幕別町字明野番外地、最後の住所不明

被相続人　亡　冨田　治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

北海道帯広市大通南九丁目四　帯広大通ビル一階　岩﨑優子法律事務所

相続財産管理人　岩﨑　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市吹上三丁目二〇六番地の三、最後の住所青森県八戸市吹上三丁目一番二〇号

被相続人　亡　上野　トシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

青森県八戸市根城五丁目一三番一七号　弁護士法人たいよう総合法律経済事務所

相続財産管理人　弁護士　保土澤史教

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武市森一二七九番地二、最後の住所千葉県山武市森一二七九番地一

被相続人　亡　石渡　英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

事務所千葉県成田市囲護台一丁目四番三号　フィールドホーム第四ビル四階　村田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村田由里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区市場町二番、最後の住所千葉県千葉市中央区市場町二番七号

被相続人　亡　山岸　勝次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス

相続財産管理人　弁護士　濟木　昭宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県勝浦市墨名五六五番地八〇、最後の住所千葉県勝浦市墨名五六五番地の八〇

被相続人　亡　井上　照雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

千葉県長生郡一宮町一宮九九〇六番地二〇一号室　神定法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神定　大

第20期決算公告　平成25年11月29日

秋田県仙北市角館町小勝田小倉前34―1

秋田大賀クロージング株式会社

代表取締役社長　片山　昭夫

貸借対照表の要旨（平成25年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,399
	固定資産	2,909
	合計	14,309
負純資産の債及び部	流動負債	238,737
	固定負債	13,925
	（退職給付引当金）	(12,525)
	（役員退職慰労引当金）	(1,400)
	株主資本	△238,353
	資本金	25,000
	利益剰余金	△263,353
	（その他利益剰余金）	(△263,353)
	（うち当期純損失）	(23,332)
	合計	14,309

第44期決算公告　平成25年11月29日

北海道札幌市中央区北二条西二丁目41番地

北海道大賀クロージング株式会社

代表取締役社長　滝井　利昭

貸借対照表の要旨（平成25年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	120,463
	固定資産	155,584
	合計	276,048
負純資産の債及び部	流動負債	22,032
	固定負債	22,517
	退職給付引当金	19,217
	役員退職慰労引当金	3,300
	株主資本	231,497
	資本金	25,000
	利益剰余金	206,497
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	200,247
	（うち当期純利益）	(22,882)
	合計	276,048

第７期決算公告

平成25年10月30日

東京都荒川区西日暮里二丁目54番２―402号

株式会社夢の本棚社

代表取締役　吉野　克彦

貸借対照表の要旨（平成25年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,756
	固定資産	45
	資産合計	4,801
負純資産の債及び部	流動負債	4,709
	固定負債	—
	株主資本	92
	資本金	1,250
	利益剰余金	△1,158
	その他利益剰余金	△1,158
	（うち当期純損失）	(117)
	負債・純資産合計	4,801